議案第二十号

三朝町監査委員条例の一 部改正について

次のとおり三朝町監査委員条例の一 部を改正することについて、 地方自治法(昭和二十

二年法律第六十七号)第九十六条第 項 の規定により、 本議会の議決を求める。

平 成 五 年 Ξ 月 + 日

三朝町長 安

田

真

郎

成五年参月廿弐日 三朝町議会議長 西村武津美 原案可決

平

三朝町監査委員条例の一部を改正する条例

三朝町監査委員条例(昭和四十五年三朝町条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第百九十九条第三項」を「第百九十九条第四項」に、「行なう」を「行う」に改

め、 第五条中「第百九十九条第四項」を「第百九十九条第五項」に、「行なうとき」を「行うとき」に 同条第二項中「行なうとき」を「行うとき」に改める。

改める。

第六条中「第百九十九条第五項」を「第百九十九条第六項」に改める。

第七条中「第百九十九条第六項」を「第百九十九条第七項」に、「行なうとき」を「行うとき」に、

「うけるもの」を「受けるもの」に改める。

第九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、 「その日が」の下に「土曜日、」を加える。

第十二条中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この条例は、 公布の日から施行する。